

令和7年度 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査 実施状況

- 1 社会福祉法人
長野市所管60 法人中、21法人について一般指導監査を実施
- 2 社会福祉施設等
長野市所管154施設中、102施設について一般指導監査を実施

3 社会福祉法人・社会福祉施設等指導結果

区分	所管数 a	計画数 b	実施数 c	実施率 (対所管数) c/a	実施率 (対計画数) c/b
(1) 社会福祉法人	60	21	21	35%	100%
社会福祉施設等	154	115	102	66%	89%
(2) 第一種社会福祉事業	66	27	14	21%	52%
救護施設	2	1	1	50%	100%
養護老人ホーム	1	0	0	0%	-
特別養護老人ホーム	46	18	11	24%	61%
軽費老人ホーム	9	4	2	22%	50%
障害者支援施設	5	2	0	0%	0%
社会事業授産施設	3	2	0	0%	0%
(3) 第二種社会福祉事業	88	88	88	100%	100%
小規模保育事業等	5	5	5	100%	100%
保育所等 ※1	70	70	70	100%	100%
幼保連携型認定こども園 ※2	13	13	13	100%	100%
計	214	136	123	57%	90%

※1 市立：保育所 30施設（休園施設を除く）・保育所型認定こども園 1施設

私立：保育所 27施設・保育所型認定こども園 12施設

※2 市立幼保連携型認定こども園：1施設

私立幼保連携型認定こども園：12施設

(1) 社会福祉法人指導監査結果

一般指導監査の結果、21法人中、10法人に対し19件の文書指摘を行った。

主な指摘事項は、次のとおり

項目	主な指摘事項
法人運営について	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の招集にあたって、理事会で日時、場所、議題及び議案の概要を決議していない。 ・理事会において、現行社会福祉法で認められていない書面による議決権行使を行っている。 ・理事会の議事録が未作成であり、10年間主たる事務所に備え置いている。 ・理事長及び業務執行理事の職務執行状況を、定款に定める回数以上、理事会に報告していない。
会計経理について	<ul style="list-style-type: none"> ・注記が、法令に基づいて適正に作成されていない。

(2) 社会福祉施設等（第一種社会福祉事業）指導監査結果

一般指導監査の結果、14施設中、12施設に対し91件の文書指摘を行った。

主な指摘事項は、次のとおり

項目	主な指摘事項
運営管理に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時等の対応について、1年に1回以上見直しをしていない。 ・業務継続計画の研修及び訓練を、定められた回数実施していない。 ・報酬加算を適切に算定していない。
入所者処遇に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定していない。また、感染症関連の研修・訓練を実施していない。 ・入所者から預かる金銭の管理について、取り扱い状況についての施設のチェック体制が十分機能していない。
会計経理について	文書指摘事項なし

(3) 社会福祉施設（第二種社会福祉事業）指導監査結果

一般指導監査の結果、88施設中、13施設に対し32件の文書指摘を行った。

主な指摘事項は、次のとおり

項目	主な指摘事項
運営管理に関する こと	<ul style="list-style-type: none">・非常勤職員に対して、規則に定める年次有給休暇を付与していない。・職員ごとの年次有給休暇管理簿を作成しておらず、規則に定める期間保存していない。・育児・介護休業規程が、直近の法改正に対応したものとなっていない。・常時使用する職員の雇入れ時の健診を実施していない。・給与規程に定めのない基本給が支払われている。・給与規程を変更した際、労働基準監督署へ届け出していない。・園における安全計画を策定していない。・不審者対応訓練について、年一回以上実施していない。
入所者処 遇に関す ること	<ul style="list-style-type: none">・お盆期間中の保育の際、満3歳未満児に対し、調理パン等保育所外で調理したものを搬入し提供している。・土曜日保育の際、満3歳未満児に対し、午前のおやつを提供していない。・職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練を行っていない。
会計経理 について	文書指摘事項なし